

有明海・八代海等総合調査評価委員会の取組

- 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第24条に基づき、環境省に有明海・八代海等総合調査評価委員会を設置。
- 委員会は、有明海・八代海等の再生に係る評価を行い、10年毎に報告を取りまとめ、主務大臣等※に報告（直近は平成29年3月に報告、次は令和8年度中を予定。）
- 委員会は、再生方策等の実施状況等と課題について整理し、令和4年3月に中間取りまとめを実施、主務大臣等※に報告

※ 主務大臣：総務、文科、農水、経産、国交、環境
関係県：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島



有八特措法で規定する有明海・八代海等の範囲

<委員会報告（平成29年3月）の概要>

検討の アプローチ

「底生生物の変化」、「有用二枚貝の減少」、「ノリ養殖の問題」及び「魚類等の変化」の4項目を取り上げ、問題点とその原因・要因を考察し、再生目標、再生方策等を取りまとめ。

<中間取りまとめ（令和4年3月）の概要>

令和3年度時点での再生方策の実施状況、課題等を整理し、令和8年度委員会報告に向けて必要となる検討事項等について取りまとめ。

環境の状況

○近年の豪雨の増加や、気温・水温の上昇による環境への影響等が示唆

再生方策の 実施状況等

- タイラギを海底から切り離すことで、立ち枯れへい死の発生が大幅に減少
- アサリ浮遊幼生の挙動を推定するシミュレーションモデルの構築等を実施
- 高水温に適応したノリの新品種の開発を実施

今後の課題

- データの蓄積等科学的知見の充実
- 関係者による連携の強化と情報の発信・共有の推進
- 再生目標と再生方策等との関連性の明確化と他事業等との連携強化
- 令和8年度委員会報告に向けた取組

今後の 取組

- 令和8年度委員会報告に向けて、中間取りまとめで整理された課題の解決に向けた検討・取組を行う。
- 委員会の所掌事務の遂行の状況を毎年、分かりやすい形で公表する。
(令和3年3月改正法による追加事項)